

教員免許状に記載する氏名の漢字表記について

【教員免許管理システムの導入】

- 教員免許状発行に伴う事務処理については、すべての都道府県教育委員会において、全国規模でネットワーク化した共通システムである「教員免許管理システム」が利用されています。

【氏名の表記について】

- この教員免許管理システムの整備に当たっては、「免許状及び原簿における氏名の記載を常用漢字で記入することにより、戸籍上の記載と異なることとなっても差し支えない」（平成20年4月1日付け文部科学事務次官通知）とされたことから、このシステムでは、JIS漢字コードの第1水準及び第2水準の文字が、システムにおいて使用する文字として採用されました。

そのため、それに当たらない文字（※）については、システム上エラーメッセージが表示され、同システムを利用した教員免許状や教員免許状授与証明書等への表示、表記が原則上困難になりました。

（※ 以下、それらの文字を「常用漢字以外の字」と呼びます。）

- なお、このシステムの導入前（平成21年3月31日以前）では、各都道府県教育委員会が独自のシステムにより教員免許状の発行等を行っていましたが、常用漢字以外の字も教員免許状に表記されていましたが、教員免許管理システム導入後は、上記文部科学事務次官通知の見解に基づき、大阪府教育委員会では、常用漢字以外の字については、JIS漢字コードの第1水準及び第2水準の文字に置き替えることによって教員免許状への表記としていますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- 繰り返しになりますが、上記のとおり常用漢字を氏名の表記にあてていることによって戸籍上の氏名と表記が異なることとなっても、教員免許状や教員免許状授与証明書等の効力においては何ら支障がないことを申し添えます。

【申請願等への記載について】

- そのため、教員免許状書換願、同再交付願、教育職員免許状授与証明書交付申請書などの氏名欄には、次のページの「置き替える漢字（JIS漢字コードの第1水準及び第2水準の文字）」を使用して記載していただいて差し支えありません。

（JIS漢字コードの第1水準及び第2水準の文字をあてている例は、次のページをご覧ください。）

ＪＩＳ漢字コードの第１水準及び第２水準の文字をあてている例

教員免許管理システムで表示できない文字	置き替える漢字（ＪＩＳ漢字コードの第１水準及び第２水準の文字）	備考
高	高	いわゆる「はしごダカ」
崎	崎	いわゆる「立つのサキ」
隆	隆	
徳	徳	
栞	桑	
祥	祥	
濱	浜または濱	いわゆる「眉のハマ」
角	角	いわゆる「突き抜けている角」
靖	靖	
柳	柳	
鶴	鶴	
萊	菜	
秦	秦	
杓	杉	
頼	頼	瀬も同様
曹	曹	
勢	勢	
槁	橋	
枅	松	
「直」に「八」の『真 または眞』	真または眞	
草かんむりが++（中 央部が離れている）	中央部が離れていない草かんむり	
「土」に「口」の『吉』	吉	
縦二本線が直線の 『西』	西	
日の上に、のない原	原	

※（参考）

ＪＩＳ漢字コードの第１水準及び第２水準の文字に該当するため、置き替える必要がない文字（教員免許管理システムで表記できる文字）の例

恵（恵に置き替える必要がありません）

濱（浜に置き替える必要がありません）

舩（船に置き替える必要がありません）

邊、邊（辺に置き替える必要がありません）

爲（為に置き替える必要がありません）

樂（楽に置き替える必要がありません）